

平成20年度
あきる野市環境白書



あきる野市

目 次

はじめに	1
環境白書作成の背景	1
環境白書の構成	2
第1章 あきる野市の環境の現状	3
1 自然環境分野	3
2 生活環境分野	4
3 エネルギー環境分野	7
4 人の活動分野	10
第2章 環境基本計画の施策の進捗状況	14
1 環境基本計画とは	14
2 施策進捗状況評価	16
資料編	
1 施策の進捗状況調査結果	45

はじめに

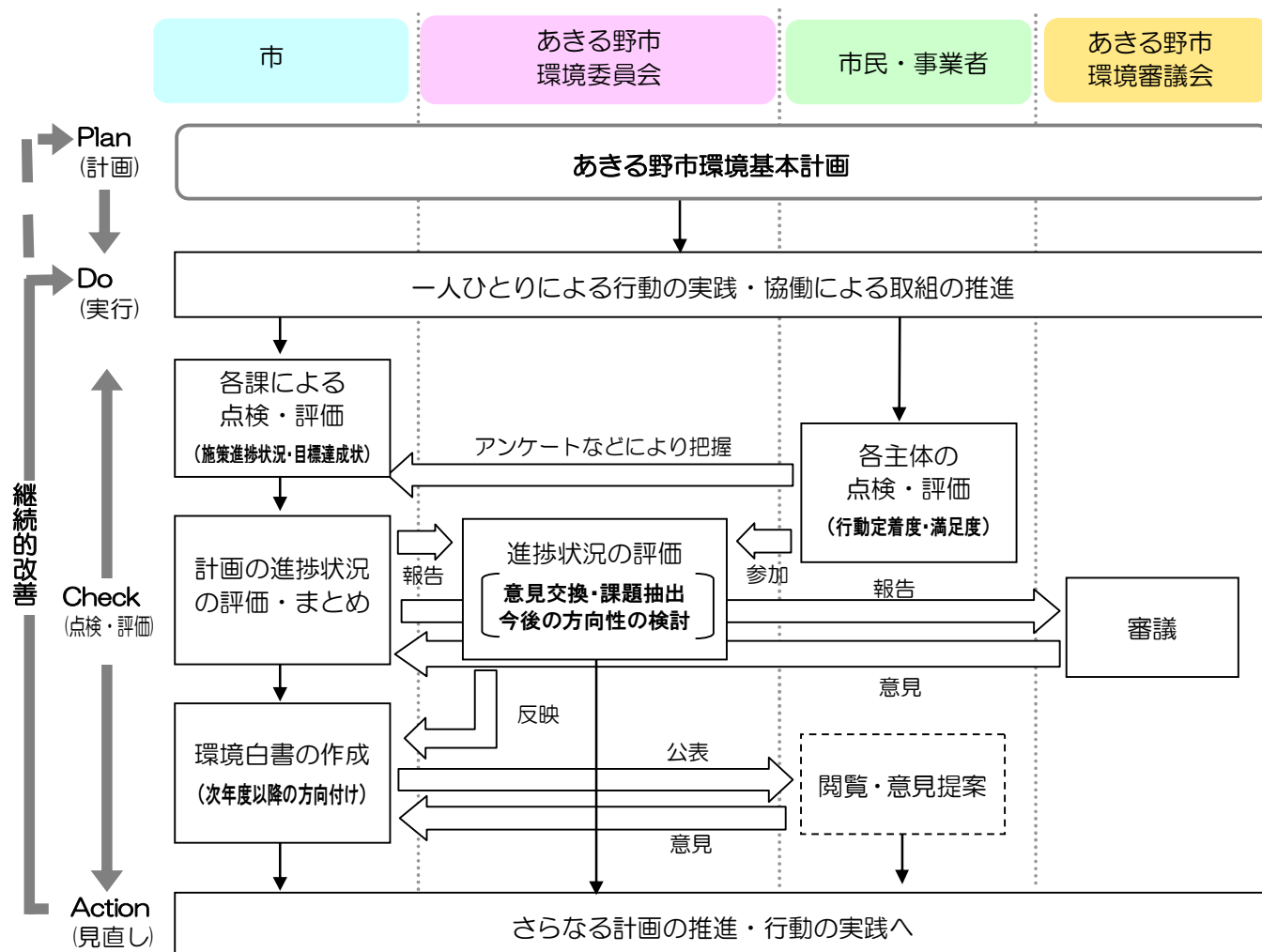
環境白書作成の背景

あきる野市では、平成 16 年 3 月に環境の保全、回復及び創造に関する基本理念を定め、市民・事業者・市の三者それぞれの責務や協働の責務等を定めた『あきる野市環境基本条例』を制定し、さらに同条例に基づき、平成 18 年 3 月に『あきる野市環境基本計画』（以下「環境基本計画」といいます。）を策定しました。

本書は、あきる野市の環境に関する現状及び「環境基本計画」で定めた施策の取組状況を取りまとめ、本市の環境行政の進捗状況を確認するとともに、今後の課題を把握することを目的としています。

また、本書は、環境基本計画（Plan）がどのように実行（Do）されたかを点検・評価（Check）した状況をまとめており、今後、環境基本計画のさらなる推進・行動の実践のために行う見直し（Action）のための資料と活用していきます。

●環境基本計画の進行管理の流れと役割



環境白書の構成

本書は、次の2章から構成され、平成20年4月から平成21年3月までの取組状況を中心にまとめています。

■第1章:あきる野市の環境の現状

あきる野市の自然環境分野、生活環境分野、エネルギー環境分野、人の活動分野ごとの現状について紹介しています。

■第2章:環境基本計画の施策の進捗状況

「環境基本計画」に掲げられている施策の進捗状況について報告しています。

第1章 あきる野市の環境の現状

本章では、あきる野市の環境の現状について、市が実施した調査結果を掲載するとともに、各分野（自然環境分野、生活環境分野、エネルギー環境分野、人の活動分野）について概説します。

1 自然環境分野

1-1 概 況

あきる野市は、都心から 40～50km 圏に位置し、秋川と平井川の二つの川を軸として、比較的緩やかな秋川丘陵・草花丘陵に囲まれる平坦部と、奥多摩の山々に連なる山間部から形成されています。平坦部は秋留台地からなり、南に秋川、北に平井川が流れ、市街地は二つの川沿いに形成しています。

本市は、市域の面積（7,334ha）の約6割を森林が占めており、多摩地域でも豊かな自然が残っています。その一方で、農地は年々減少を続け、宅地が増加傾向にあります。

1-2 自然環境保全の取組

1）市民参加による自然環境調査の実施

市内の森林や雑木林、農地などにおいては、生産価値の低下、林業・農業関係者の高齢化・後継者不足などの様々な要因によって、適正な維持管理が十分に行われていない状況にあります。

市では、市域の自然環境の状況を把握し、自然環境の保全すべき地域の設定や保全策の検討を行うため、平成20年度から数年間をかけて、自然環境調査を実施することとしました。この調査は、本市の自然に専門的な知識を有する方をはじめ、多くの市民の協力により実施するものであり、自然とふれあう体験の機会を提供することにも役立ちます。

2）あきる野百景の募集

市内には、緑豊かな山々や清流秋川、横沢入の里山など、東京都内にありながら、まだまだ多くの自然が残されています。また、豊かな自然には貴重な動植物が生息しており、美しい街並みや優れたデザインの構造物、歴史上価値ある建造物も見受けられます。

市では、本市にとって自慢となる、未来の子どもたちに残したい「おらがまちの自慢の場所」を募集し、「あきる野百景」として認定することとしました。平成20年1月から応募を開始し、市民のみなさんから候補地を募集したところ、381件の応募がありました。応募されたものは、あきる野市環境委員会による審査を経て、平成21年度中に周知を図る予定です。

2 生活環境分野

1) 河川の水質

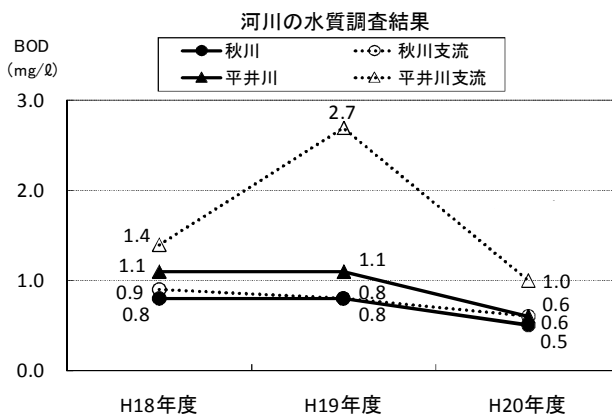
市では、良好な生活環境を維持するために、市内における 18 箇所について、年 4 回の水質調査を実施しています。

水質汚濁の指標となる BOD を見ると、秋川は良好な水質を維持しています。また、平井川も秋川よりもわずかに高いものの良好な水質を維持しています。いずれの河川も平成 20 年度は環境基準を達成しました。

また、秋川支流及び平井川支流についても低い値を示しており、良好な水質が維持されています。

* BOD：生物化学的酸素要求量

水中の汚物を分解するため微生物が必要とする酸素の量。
値が大きいほど水質汚濁は著しいといえる。



河川環境基準

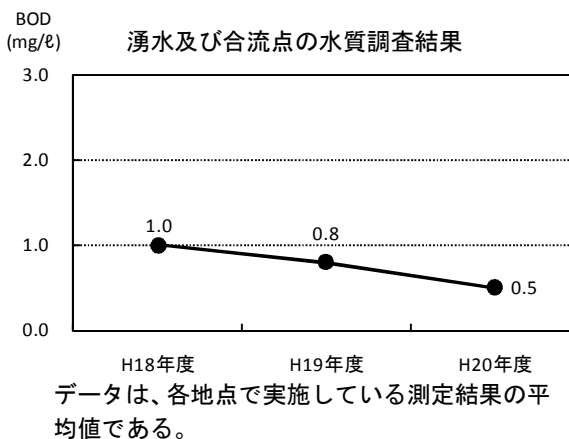
類型	河川名	環境基準
河川 AA 類型	秋川	1mg/ℓ 以下
河川 A 類型	平井川	2mg/ℓ 以下

2) 清流保全条例施行に伴う湧水及び合流点の水質調査

本市は、河川沿いの崖線や秋留台地の縁の部分から湧水が流出しており、良好な自然環境を形成する大きな要素の一つとなっています。市では、年 1 回、湧水 18 箇所、合流点 19 箇所について水質調査を実施しています。

各湧水での BOD をみると、低い値を示しており、良好な水質が維持されています。

今後も引き続き良好な水質が維持されるよう監視を続けていきます。



3) 地下水汚染調査

地下水は、身近な資源として利用されるだけでなく、環境を形成する上でも重要な要素の一つとなっています。

市では、市街地を概ね 2 キロメートル四方に区切り、その中の 7 箇所の井戸水（工場、事業所、住宅地近辺）を採取し調査を行っています。

過去 3 年間、全ての地点において、環境基準を下回っており、良好な水質が維持されています。

なお、調査項目と環境基準は右表に示すとおりです。

地下水環境基準

調査項目	環境基準
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ
1, 1, 1-トリクロロエタン	1.00mg/ℓ

4) 道路沿道調査

市では、市内の道路の4箇所（国道411号、都道166号線、五日市街道、睦橋通り）において騒音及び交通量を調査し、道路沿道環境の実態を把握しています。

調査結果では、一部要請限度を超過している結果となっているため、今後、引き続き監視を続け、必要に応じて道路管理者等に騒音低減措置を要請していきます。

表一道路沿道調査結果

調査場所	*等価騒音レベル(dB)		交通量(台/10分)	
	昼間	夜間	昼間	夜間
国道411号	71	68	190	47
都道166号線	69	64	151	31
五日市街道	65	57	117	15
睦橋通り	65	61	212	46
*要請限度: *a地域 2車線	70	65	-	-

データは、平成20年10月15～16日に実施した市内4箇所の調査結果である。

* 等価騒音レベル：一定時間に測定された多数の騒音データを、エネルギー量で平均して何dBの騒音に相当するかを求めたものである。

* 要請限度：自動車騒音又は道路交通振動が環境省令で定める限度の値であり、市町村長は道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、東京都公安委員会に対し措置をとることを要請できている。

* a地域：ここでは第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域のことをいう。

5) 大気中ダイオキシン類調査

ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成される物質です。

市では、あきる野市役所、五日市出張所の屋上において年1回の測定を行っています。過去3年間の測定結果では、両地点とも環境基準を下回っています。

表一大気中ダイオキシン類調査結果

調査場所	測定結果(pg-TEQ/m ³)			環境基準
	H18年	H19年	H20年	
あきる野市役所	0.025	0.029	0.020	0.060
五日市出張所	0.047	0.024	0.020	

6) 二酸化窒素調査

主要道路の交通量増加に伴う自動車の排気ガスの影響把握を目的として、年4回、市内22箇所で開催しています。過去3年間の測定結果では、環境基準を下回っています。

表一二酸化窒素(NO₂)調査結果

測定結果(*ppm)			環境基準
H18年度	H19年度	H20年度	
0.020	0.016	0.016	0.040

データは、各道路で実施している測定結果の平均値である。

* ppm: (parts per million) 容積比や重量比を表す単位で、濃度や含有率を示す時に用い、100万分の1を1ppmという。
例えばNO₂が1ppmとは、空気1m³中にNO₂が1cm³含まれる場合である。

7) 一般大気調査

浮遊粉じんは、大気中で気体のように長期間浮遊している微粒子で、粒径が 10μ 以下のものをいいます。

市では、市内 15 箇所について、浮遊粉じんの全量を測定しています。過去 3 年間の測定結果では、環境基準を下回っています。

表一 浮遊粉じん調査結果

測定結果(mg/m ³)			環境基準
H18年度	H19年度	H20年度	
0.0343	0.0163	0.0359	0.100

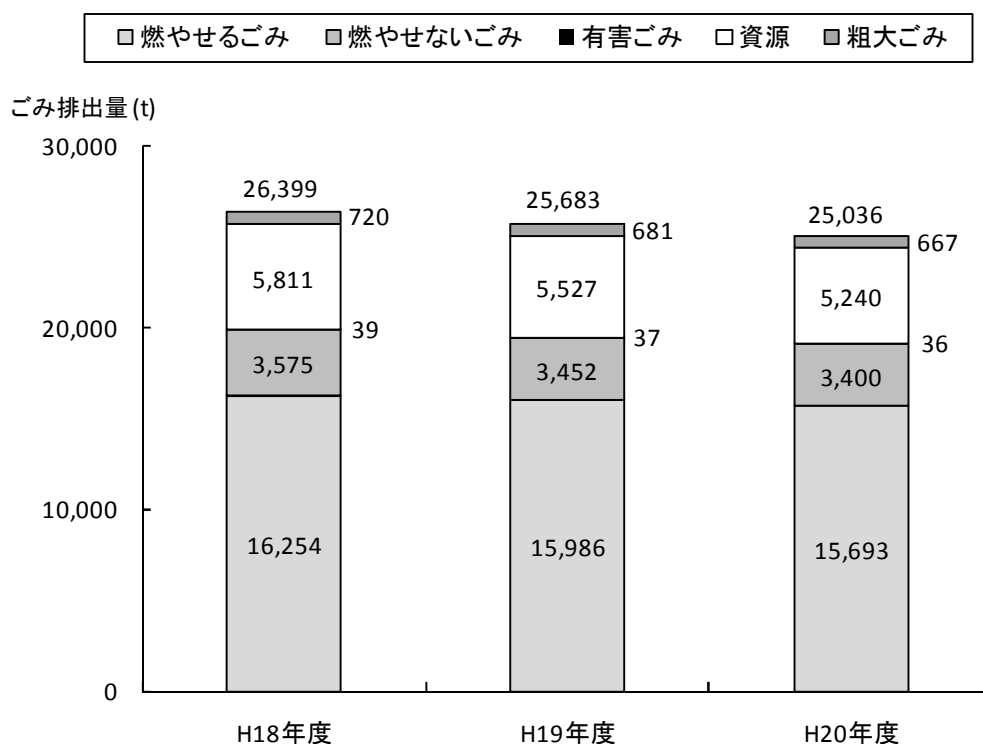
データは、各調査場所で行っている測定結果の平均値である。

8) ごみ総排出量

平成 20 年度のごみ総排出量は 25,036 トンで、前年度より約 650 トン減少しました。

種類別にみると、全ての種類において年々減少しています。今後も、無駄な食材を買わずに生ごみを減らす、紙を大量に消費しないなど、生活の中で一人ひとりがごみを出さないようにすることが重要になります。

ごみ排出量の推移



3 エネルギー環境分野

3-1 市役所での温暖化防止の取組

地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素（CO₂）などの熱を吸収する性質のある「温室効果ガス」が、人間の経済活動などに伴って増える一方、森林破壊などによって CO₂ の吸収が減少したことにより、地球全体の気温が上昇する現象のことです。温暖化の進行により、異常気象や自然生態系、農業への影響などが懸念されています。

市では、平成 13 年度から平成 17 年度までの 5 年間に渡り、「第一次地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、温暖化対策に取り組んできましたが、より一層の温暖化防止対策を推進するため、平成 20 年 7 月に「第二次地球温暖化防止対策実行計画」を策定しました。

この第二次計画では、市役所からの温室効果ガス排出量について、平成 23 年度及び平成 24 年度における平均値で、4,997 トン CO₂（基準排出量 5,316 トン CO₂ から 6%削減した値）に抑制する目標を掲げています。

■あきる野市地球温暖化防止対策実行計画

・＜参考＞第一次地球温暖化防止対策実行計画

計画期間：平成 13 年度（基準年度）～平成 17 年度（5 年間）

計画目標：（ア）市役所施設から排出される温室効果ガス排出量を基準年度より 6%削減

（イ）車両から排出される温室効果ガス排出量を基準年度より 5%削減

→目標排出量：4,860 トン CO₂

温室効果ガス排出量の推移

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	目標値
総排出量 (トン CO ₂)	5,168	5,211	4,816	5,186	5,357	4,860

推移のとおり、目標は未達となりました。この要因としては、気候差による冷暖房使用量の変化が主なものと推察されます。

・第二次地球温暖化防止対策実行計画

計画期間：平成 20 年度～平成 24 年度（5 年間）

計画目標：施設の増改築等を見込んだ平成 24 年度における温室効果ガス排出量：5,316（基準排出量）より 6%削減（目標の達成は、気候差を考慮し、平成 23 年度及び平成 24 年度における平均の温室効果ガス排出量から判断する。）

→目標排出量 4,997 トン CO₂

取組内容：○公用車の低公害車・良燃費車の導入率を把握し、向上させる。

○機器の省エネルギーモードの設定の適用などにより、使用面での省エネルギーを行う。

○照明箇所を全て確認し、不用部分の間引きの実施又は常時消灯を徹底する。など

3-2 省エネ型生活10か条

温室効果ガス（二酸化炭素）を減らすことは地球にとってとても大切なことです。私たち一人ひとりが毎日の生活の中で省エネを心がけることで、たくさんの温室効果ガス（二酸化炭素）を減らすことができます。

市では、市民の皆さんからいただいたご意見をもとに、省エネ生活をするためのヒントとして、以下の「省エネ型生活 10 か条」を策定しました。

「省エネ型生活 10 か条」については、市のホームページで掲載しているほか、町内会・自治会などを通じて周知を図っています。

また、省エネ型生活の効果を市民のみなさんに広く知っていただくために、6 人の「省エネ型生活 10 か条モニター」を選定し、実際にご家庭で取り組んでいただいています。結果は、市のホームページで公表しています。

★ 省エネ型生活 10 か条 ★

No	内 容	削減できる温室効果ガス (kg/年)	節約できるお金 (円/年)
1	エアコンの設定温度を夏は28℃、冬は20℃にしましょう。	31	2,000
2	家族が同じ部屋で居らんし、エアコンと照明の使用を減らしましょう。	240	11,000
3	石油ストーブやヒーター、電気コタツはこまめに消しましょう。	128	5,600
4	テレビやゲーム機はこまめに消して、使わないときはコンセントを抜きましょう。	87	6,000
5	冷蔵庫には色々なものをつめます、扉の開閉は少なくしましょう。	25	1,570
6	こたしは炊飯器ですっと保温するのではなく、必要ときに電子レンジで温め直しましょう。	31	2,000
7	お風呂は続けて入浴。一緒に入浴を心がけましょう。	81	5,370
8	お風呂の残り湯を活用しましょう。	17	5,000
9	車を運転するときは、急発進・急加速をやめ、エコドライブを心がけましょう。	101	5,000
10	不要なアイドリングをやめましょう。	39	2,000
合 計		780	45,540

※10か条は省エネのための目安として掲載しています。削減額や節約金額を算出するものではありません。
※温室効果ガス（二酸化炭素）1kgは、500mlのペットボトルで約1000本と見られます。

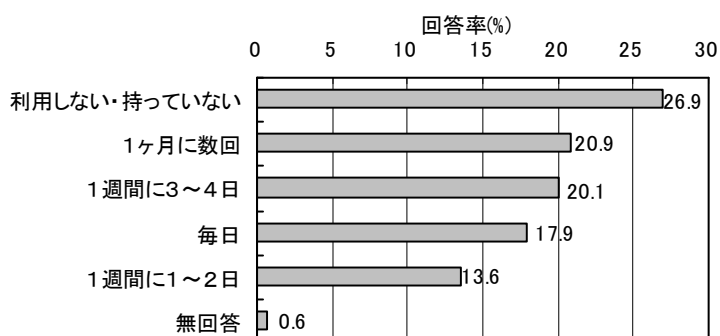
3-3 自転車利用アンケート

市では、世帯当たり平均1台以上の自動車保有されており、市民の重要な移動手段となっています。しかし、自動車の使用に伴って、温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）が排出されていることもまた事実であり、不要な自動車の利用を抑制し、効率的な運転を呼びかけていくことが必要です。

そこで、市では、市民の自転車の利用実態を把握し、今後の方策を検討するための資料を得るため、またアンケートを通じて、自転車利用について市民のみなさんに関心を持ってもらいたいと考え、平成20年1月に自転車利用アンケートを実施しました。

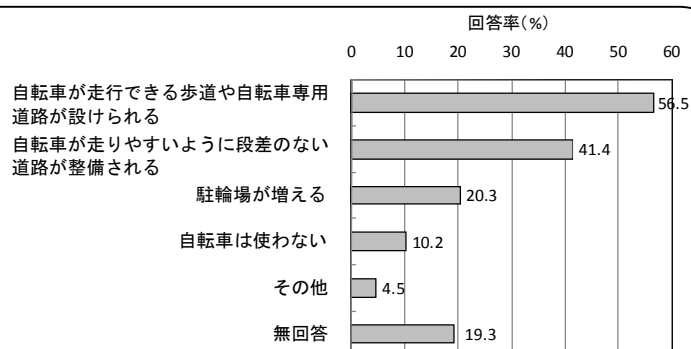
自転車の利用頻度は？

4分の1以上の方は、自転車をあまり利用していません。1ヶ月に数回という方を含めると、約半数に上ります。



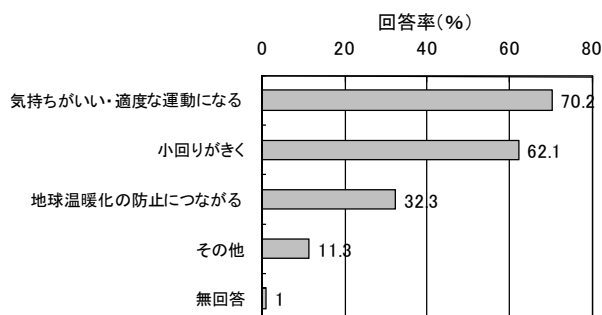
自転車をもっと利用しようと思うための条件は？

自転車をもっと利用しようと思うためには、自転車専用道路や段差のない道路の整備などが求められています。



自転車を利用する際のメリットは？（複数回答）

自転車を利用する際のメリットとして、地球温暖化の防止につながると回答した方は約3割です。



3-4 新エネルギーの活用

市では、市内の森林面積の約75%を占める人工林の間伐によって生じる林地残材を活用し、製品化するとともに、その端材を乾燥、発電の際の燃料として利用します。木質バイオマスをマテリアル及びエネルギーの双方で有効に利用していくことで、バイオマスの地域内循環、さらには、循環と経済・社会の好循環を図ることを目指しています。

その取組の第一段階として、平成19年4月にオープンした温浴施設「秋川溪谷瀬音の湯」では、市内の製材所から発生する端材や樹皮を燃料として、温泉水の加温と発電に利用しています。

4 人の活動分野

4-1 一斉清掃

市では、町内会・自治会、漁業協同組合（五日市地区）、PTA等の協力により、春、秋の年2回、市内各地の道路や河川等の清掃を実施しています。

なお、主な活動実績は、次のとおりです。

表－あきる野市一斉清掃資料

	平成 20 年 春	平成 20 年 秋
参加人数(人)	14,501	15,142
回収量(t)	31.39	33.28

4-2 リサイクルフェア

市では、ごみ減量化・資源化をはじめとする環境問題について、資源循環型社会の構築に向けて、市民のみなさんの意識の啓発を図ることを目的とし、春、秋の年2回、リサイクルフェアを実施しています。

なお、主な活動実績は、次のとおりです。

表－あきる野市リサイクルフェア資料（平成 20 年度）

	第 26 回	第 27 回
実施日	平成 20 年 5 月 24 日(土)	平成 20 年 11 月 8 日(土)
会 場	都立秋留台公園	都立秋留台公園
参加者数(人)	4,000(推定)	6,000(推定)

■主な催事

- ・ フリーマーケット
- ・ リサイクル品（家具等）再利用コーナー
- ・ 修理屋さんコーナー（おもちゃ修理、包丁研ぎ）
- ・ 生ごみ堆肥化講習会
- ・ 資源集団回収団体表彰
- ・ ごみ会議コーナー 生ごみ堆肥化講習会
- ・ 環境問題啓発用絵画(図画)・ポスター展示コーナー
- ・ 環境展（環境啓発用パネルの展示、クイズなど）
- ・ 環境コーナー 廃食油石けんの無料配布
- ・ 環境問題啓発クイズコーナー など

4-3 エコフェア

市では、環境に対する市民・事業者の意識の向上を図るべく、事業者や各種団体との協働の取組として、「あきる野エコフェア」を実施しました。

あきる野ルピアにて、平成 20 年 10 月 21 日から 11 月 3 日まで開催しました。主な催事は、次のとおりです。

■体験コーナー

- ・ 闇の中を歩いてイルミネーションを灯してみよう
- ・ 振動でLED球を点灯する実験に参加してみよう

■展示コーナー

- ・ 「秋川溪谷瀬音の湯」のスターリングエンジンの仕組み紹介
- ・ 市内小中学生の環境問題啓発ポスター入選作品の展示
- ・ みなと区民の森の間伐材で作った木製品の展示

など

あきる野エコフェア 2008 開催状況



出典：「あきる野ビッグサイト」ホームページ

4-4 ごみ会議

「あきる野ごみ会議」は、市民・事業者・市が協働し、「ごみ発生抑制 ごみ情報誌（へらすぞう）の推進等」を目的として、平成 16 年 11 月に設置されました。

ごみの減量やリサイクルの重要性を市民にPRするための「ごみ情報誌（へらすぞう）」の発行や市民・事業者・市はそれぞれどのように行動し、どのように協力できるのか、などを考えながら、ごみ減量に向けての活動をしています。

なお、主な活動実績は、次のとおりです。

■平成 20 年度ごみ会議活動実績

- ・ 全体会議 10 回開催　へらすぞう発行 2 回
- ・ 生ごみ減量PR、マイバック持参キャンペーン など



4-5 清流保全

市では、市内の河川の浄化及び河川環境の保全を図ることにより、良好な水質及び水量が確保された流水と親しみある水辺環境とが織り成す清流を守り残すため、平成 15 年 3 月に清流保全条例を制定し、「清流保全協力員」を設置しました。

清流保全協力員は、町内会・自治会の代表、市内の河川に関係する団体等からの代表、計 24 人で組織しており、河川の水質調査、ホタルの生息状況の調査等を実施しています。

4-6 ホタルの里づくり

地域における自然環境の保全と住みよいまちづくりを推進するため、町内会などを中心として行うホタルの里づくり事業について、補助をしています。平成 20 年度では、2 団体が補助対象となり、ホタルの養殖を行うとともに、1 団体にホタルの養殖施設等の管理、運営を委託しています。

4-7 違反広告物撤去

市内の道路、水路、公園等に違法に設置された、立看板や広告物等を市民と市が協働で撤去し、安全な歩行者空間の確保及び美観風致の維持を図り、もって市民の生活環境を保全することを目的に「あきる野市違反広告物撤去協力員制度」を平成 17 年 2 月に制定しました。平成 21 年 3 月現在 216 人の方が登録し、日々活動を実施しています。市でも、毎月の道路パトロール等において違法看板撤去を実施しています。平成 20 年度では市民と市で合わせて 1,418 枚を撤去しました。

4-8 環境委員会

「あきる野市環境委員会」は、「あきる野市環境基本計画」の望ましい環境像である「歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野」の達成を目指す、市民や事業者の皆さんと市との協働組織です。市民 14 人（公募 7 人、地区の代表 7 人）、事業者 4 人、市職員 2 人の計 20 人で構成し、環境基本計画の推進状況や進捗状況の点検評価や、市民・事業者・市の協働による取組の企画や推進を行っています。

平成 19 年 9 月 10 日に第 1 回会議を開催して以来、平成 21 年 3 月まで、計 15 回の会議を開催しました。

	開催日	主な会議の内容
第 1 回	平成 19 年 9 月 10 日	委員の委嘱を行い、環境基本計画や環境委員会の役割について、議論を行いました。
第 2 回	平成 19 年 11 月 20 日	「あきる野百景」の募集や「自転車利用に関するアンケート」の実施等について検討を行いました。
第 3 回	平成 20 年 1 月 15 日	「あきる野百景」の募集や「自転車利用に関するアンケート」の実施について確認しました。また、「省エネ型生活 10 か条」の作成や普及方法について検討しました。
第 4 回	平成 20 年 2 月 22 日	「省エネ型生活 10 か条」の作成や普及方法、ポイ捨て防止対策について検討を行いました。
第 5 回	平成 20 年 3 月 25 日	「省エネ型生活 10 か条」の作成や普及方法について検討を行いました。
第 6 回	平成 20 年 5 月 27 日	自然環境調査の調査方法等について検討を行いました。
第 7 回	平成 20 年 7 月 24 日	自然環境調査の実施方法、あきる野百景の選定等について検討を行いました。
第 8 回	平成 20 年 8 月 26 日	あきる野百景の選定基準、省エネ型生活 10 か条モニター制度等について検討を行いました。

第 9 回	平成 20 年 9 月 30 日	あきる野百景の選定方法、省エネ型生活 10 か条モニター制度等について検討を行いました。
第 10 回	平成 20 年 10 月 28 日	あきる野エコフェアの見学を行いました。また、省エネ型生活 10 か条モニター制度等について検討を行いました。
第 11 回	平成 20 年 11 月 18 日	あきる野百景の採点(第 1 回)を行いました。
第 12 回	平成 21 年 1 月 26 日	あきる野百景の採点(第 2 回)を行いました。
第 13 回	平成 21 年 2 月 13 日	あきる野百景の採点(第 3 回)を行いました。
第 14 回	平成 21 年 2 月 25 日	あきる野百景の採点(第 4 回)を行いました。
第 15 回	平成 21 年 3 月 24 日	あきる野百景の採点(第 5 回)を行いました。また、「あきる野市環境白書」等について検討を行いました。